

# 高教組速報

第 1 3 号

(教職員全員配布)

2011年10月 3日

長崎高教組 長崎市中川 2 丁目 2-5 TEL(095)827-5882

文責 馬場 隆

## <2011人事院勧告>

### 「現給保障」の廃止、3年連続の月例給引き下げを勧告

### …県立学校での「現給保障」の該当者は833人

人事院は 9 月 30 日、今年度の国家公務員の給与についての勧告を出しました。その主な内容は、3 年連続で月例給を引き下げるとともに、民間調査ではば 4.0 月との結果が出ていた一時金を 3.95 月のままに据え置き、給与構造改革にともなう「現給保障」を 2 年間で全廃する(来年度の減額の上限は 1 万円)というものです。

**県立学校での「現給保障」該当者**  
**教育職で708人、平均1万6千円**  
**行政職で125人、平均1万9千円**

「現給保障」の廃止が長崎県にも波及すれば、50 歳台を中心に教職員の生活に大きな打撃を与えます。県教委によると、現在、「現給保障」を受けている県立学校の教職員は、教育職で 708 人で、その平均額は 1 万 6 千円、行政職では 125 人で、平均 1 万 9 千円となっています。該当者は 50 歳台の教職員、40 歳台でも、給与構造改革で 2 級の給与から 1 級の給与に引き下げられ

た実習教員などに多いと考えられます。給料明細の「給料」の欄が 100 円未満の端数がでている人が該当者ですから、給料明細で確認してみましょう。

県教委は、「現給保障」の最高額は把握し

ていないとしていますが、速報 10 号で紹介したように、3 万円近くになる例があることは認めています。

**月例給は50歳台で最大0.5%の減**  
**40歳未満でも生涯賃金では減少**

月例給の減額について、速報 12 号では、賃金の官民較差が「0.2 %強のマイナス」という人事院の回答に基づいて、50 歳台の職で最大でマイナス格差の 2 倍程度で、0.4 %となるという予想を掲載していましたが、人事院勧告では、官民較差 0.23 %で減額の最大は 0.5 %となっています。これは、教育職 2 級の高齢層では 2000 円を超える額になる率です。

今回の月例給の引き下げは 40 歳以上とされていますが、40 歳未満の教職員にとっても、将来支給されることになっていた給料が引き下げられるわけですから、生涯賃金ではかなりの損失になることに注意しなければなりません。

**「現給保障」廃止・賃下げ勧告に反対する**  
**県人事委員会宛の署名にご協力を**

私たち高教組は、「現給保障」廃止と賃下げ勧告を長崎県の教職員に波及させないために、県の人事委員会に向けた署名活動にとりくみますので、ご協力をお願いします。

教職員みんなの力で、「現給保障」廃止や賃下げを阻止しましょう。



**労働条件を守るのは団結の力です 賃下げを阻止するためにあなたも高教組へ**